

補助者解職のご案内

補助者を解職する場合、会則施行規則第13条により次の書類を提出及び返却してください。

必要書類

補助者解職届 1部

※ 職印欄は行政書士の職印押印
法人の場合は行政書士法人の職印押印

返却物

補助者証

提出先 東京都行政書士会事務局迄

問合せ先 東京都行政書士会事務局
〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669

様式第12号（会則施行規則第13条第7項）

年 月 日

東京都行政書士会

会長

殿

氏名又は法人名称

代表者名

職印

補助者解職届

次のとおり補助者を解職したので、お届けいたします。

登録番号 法人番号	第 号
会員番号	第 号
事務所所在地	〒 TEL. ()
補助者の氏名 生年月日	年 月 日生
補助者の住所	〒
補助者採用年月日	年 月 日
補助者番号	第 号
備考	